

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、金融機関として果たすべき社会的責任と公共的使命を十分認識し、経営理念に基づき、透明で効率性の高い企業経営を目指すために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

その実現に向け、経営の健全性を確保し、意思決定の迅速化を図るために、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、法令やルールを厳格に遵守するとともに、株主総会、取締役会、監査役会や会計監査人などの法律上の各機関の運用の充実・強化や、内部統制システムの適切性や有効性を評価する内部監査部門の強化等に取り組んでおります。

1 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(取締役会)

取締役会は取締役8名の体制としており、社外取締役の選任は行っておりません（事業年度末現在）。

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。なお、取締役会の決定した基本方針に基づき、重要な業務の執行に関する協議を行う機関として、全ての役付取締役と監査役をメンバーとする常務会を、原則週1回開催しております。また、執行役員制度を採用し、機動性と効率性を重視した経営体制を整備しております。

また、取締役会は監査役から定期的に要請を受け、監査業務を行う体制や環境を整備し、監査役等の監査の実効性の向上を図っていくこととしております。

(監査役)

当行は監査役制度を採用しており、監査役は社外監査役2名を含む4名の体制としております（事業年度末現在）。

監査役会は月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は取締役会をはじめ、常務会、リスク管理委員会などの重要な会議への出席や意見具申等を通じて、取締役の職務執行の適法性を監査しております。

(会計監査人)

会計監査人には、監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結して正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しており、会計監査の中では内部統制の状況についても調査を受けております。

(その他)

当行は、内部管理態勢を強化する施策として、各種事務取扱要領の改定を行うとともに、平成18年4月に「経営監査部」をリスク管理を統括する「経営管理部」と内部監査を担当する「監査部」に、事務リスク管理強化を目的に「事務局」を「事務局」と「システム部」に分離させるなどの本部組織改正を行いました。

また、法令等遵守については経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等遵守態勢を一層強化するため、平成18年4月にコンプライアンス委員会を設置しました。コンプライアンス委員会では、法令等遵守に係る重要事項の協議、法令等遵守の実施状況等を検証しております。このほか、当行の法令等違反の通報制度を活用し、法令等違反行為の早期発見・早期是正に努めております。

② 会社の機関、内部統制システムの整備状況の模式図

